一五―一四―四〇
人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則　二〇　13　三
一九―〇―一六
人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則　二〇　13　一一
○国家公安委員会
一　遺失物法施行規則の一部を改正する規則　一〇　4　六

告示

○内閣府
一一―国家戦略特別区域計画の変更を認定した件　一三　四
一二―構造改革特別区域計画を認定した件　二三　一
一三　構造改革特別区域計画の変更を認定した件　二三　二
一四―構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　二三　二
○宮内庁
一　令和六年歌会始のお題を定められた件　一八　二
○国家公安委員会
一　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　一七　特3　一
二　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二三　特5　一
三　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　二八　特9　一
○金融庁
一　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　四　1　一一
二　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　四　1　一一
三　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件　四　1　一一
四　担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を改正する件　四　1　一二
五　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一六　一
六　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件　一八　11　二
七　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件　一八　11　一四
八　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件　一八　11　二
九　金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件　二〇　二
一〇　公認会計士法施行規則第九十六条の規定に基づき組織的な運営に関する原則を指定する件　二五　一
一一　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二七　18　一八
一二　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二七　18　二〇
一三　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件　三一　20　六六
○金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省
一　優先株式等の引受け等に係る資金援助に関し、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件の一部を改正する件　二七　18　二二
二　特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助に関し、特定合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件の一部を改正する件　二七　18　二三
○金融庁、財務省、経済産業省
一　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　一八　11　一四
二　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　一八　11　二五